

# 文教委員会資料

## 平成28年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第169号

「県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

議案第171号

「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第172号

「川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第173号

「川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第202号

「川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

資料1 条例の概要

資料2 新旧対照表

議案第169号・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

- ・川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- ・川崎市旅費支給条例
- ・川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

議案第171号・川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例

議案第172号・川崎市職員の育児休業等に関する条例

議案第173号・川崎市職員退職手当支給条例

議案第202号・川崎市職員の給与に関する条例

平成28年11月24日  
教育委員会事務局

## 条例の概要（議案第169号）

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例関係

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）による市町村立学校職員給与負担法の一部改正 平成26年6月4日公布 この条例の関係部分は、平成29年4月1日から施行

2 条例改正に関係する上記1の内容

政令指定都市が設置する小学校、中学校、特別支援学校等（以下「義務教育諸学校」という。）に勤務する県費負担教職員の給与及び報酬等は、平成29年4月1日以降、政令指定都市が負担することとされ、義務教育諸学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、政令指定都市の条例が適用されることとなった。

3 条例の主な改正内容

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

神奈川県条例の規定によりなされた派遣をこの条例の規定によりなされたものとみなして退職手当に関する規定を適用することとするもの

(2) 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

神奈川県条例の規定によりなされた勤務時間、休日等に係る処分、手続その他の行為をこの条例の規定によりなされたものとみなすこととするもの

(3) 川崎市旅費支給条例

義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける義務教育諸学校の教諭等の旅費の等級を定めるもの

(4) 川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

題名及び教育職員の教職調整額の支給等に係る規定を改めるもの

「川崎市立高等学校」→「川崎市立学校」等

# 条例の概要（議案第171号）

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例関係

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）による市町村立学校職員給与負担法の一部改正 平成26年6月4日公布 この条例の関係部分は、平成29年4月1日から施行

2 条例改正に係る上記1の内容

政令指定都市が設置する小学校、中学校、特別支援学校等（以下「義務教育諸学校」という。）に勤務する県費負担教職員の給与及び報酬等は、平成29年4月1日以降、政令指定都市が負担することとされ、義務教育諸学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、政令指定都市の条例が適用されることとなった。

3 条例の主な改正内容

（1）教員特殊業務手当の支給対象の追加

非常災害時等の緊急の業務、部活動等の指導の業務等に従事した場合に支給される教員特殊業務手当を、義務教育諸学校の教諭等にも支給することとするもの

（2）特別支援学校業務手当の新設

特別支援学校の教諭等が生徒等に対して行う指導の業務に従事した場合に、従事した日1日につき600円を超えない範囲内において規則で定める額を支給することとするもの

（3）夜間学級業務手当の新設

夜間学級を置く中学校の教諭等が夜間学級において生徒に対して行う指導の業務に従事した場合に、従事した日1日につき2,200円を超えない範囲内において規則で定める額を支給することとするもの

## 条例の概要（議案第172号）

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例関係

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）による市町村立学校職員給与負担法の一部改正 平成26年6月4日公布 この条例の関係部分は、平成29年4月1日から施行

2 条例改正に関係する上記1の内容

政令指定都市が設置する小学校、中学校、特別支援学校等（以下「義務教育諸学校」という。）に勤務する県費負担教職員の給与及び報酬等は、平成29年4月1日以降、政令指定都市が負担することとされ、義務教育諸学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、政令指定都市の条例が適用されることとなった。

3 条例の主な改正内容

上記1に伴い、神奈川県条例の規定によりなされた育児休業等に係る処分、手続その他の行為をこの条例の規定によりなされたものとみなすこととするもの

## 条例の概要（議案第173号）

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例関係

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）による市町村立学校職員給与負担法の一部改正 平成26年6月4日公布 この条例の関係部分は、平成29年4月1日から施行
- 2 条例改正に関係する上記1の内容  
政令指定都市が設置する小学校、中学校、特別支援学校等（以下「義務教育諸学校」という。）に勤務する県費負担教職員の給与及び報酬等は、平成29年4月1日以降、政令指定都市が負担することとされ、義務教育諸学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、政令指定都市の条例が適用されることとなった。
- 3 条例の主な改正内容
  - (1) 上記1に伴い、退職手当が支給される職員の範囲を、教育委員会の所管に属する市費支弁の職員から教育委員会の職員に改めるもの
  - (2) 上記1に伴い、平成29年4月1日以後に退職した者の退職手当の額が、県費負担教職員であったときと比較して減額となる者について、仮に同年3月31日に同じ事由で退職した場合の額を保障することとするもの

# 条例の概要（議案第202号）

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）による市町村立学校職員給与負担法の一部改正 平成26年6月4日公布 この条例の関係部分は、平成29年4月1日から施行

2 条例改正に係る上記1の内容

政令指定都市が設置する小学校、中学校、特別支援学校等（以下「義務教育諸学校」という。）に勤務する県費負担教職員の給与及び報酬等は、平成29年4月1日以降、政令指定都市が負担することとされ、義務教育諸学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、政令指定都市の条例が適用されることとなった。

3 条例の主な改正内容

上記に伴い、義務教育諸学校の教職員の給与に関する事項を次のとおり定めるもの

- (1) 義務教育諸学校の教諭等に適用する義務教育諸学校教育職給料表を新設するもの
- (2) 教員特別手当の名称を義務教育等教員特別手当とし、義務教育諸学校の教諭等に支給することとするもの
- (3) 神奈川県教育福祉振興会の会費等を給与から控除できることとするもの
- (4) 義務教育諸学校の教職員の給料表、職務の級及び号給の切替えを定めるもの
- (5) 義務教育諸学校の教職員に支給される住居手当について経過措置を設けるもの
- (6) 義務教育諸学校教育職給料表の等級別基準職務表を定めるもの

4 義務教育諸学校の教職員の給与の主な変更点

(1) 義務教育諸学校の教職員に適用する給料表

職種	神奈川県条例の給料表	川崎市条例の給料表
校長、教頭、教諭等	教育職給料表	義務教育諸学校教育職給料表
学校栄養職	学校栄養職給料表	医療職給料表（2）
学校事務職	学校行政職給料表	行政職給料表（1）

(2) 地域手当 16%

(3) 住居手当 24,750円（条例の上限額）

※ 平成29年度に限り、条例の上限額を33,750円とする。

(4) 扶養手当

配偶者 15,300円

配偶者以外の扶養親族 6,800円

配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目 11,800円

15歳から22歳までの加算 5,000円

(5) 教職加算額 9,200円

## 「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 昭和63年3月29日条例第1号 (略)</p>	<p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 昭和63年3月29日条例第1号 (略)</p>
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>2 この条例施行の際、現に職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年川崎市条例第17号。以下「職免条例」という。)第2条第3号に掲げる事由に該当して職務に専念する義務を免除されている職員であつて、外国政府の機関(第2条第1項第2号に掲げる機関をいう。以下同じ。)の要請に応じ、当該機関の業務に従事しているものは、この条例施行の日(以下「施行日」という。)に派遣職員となるものとする。</p>	<p>2 この条例施行の際、現に職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年川崎市条例第17号。以下「職免条例」という。)第2条第3号に掲げる事由に該当して職務に専念する義務を免除されている職員であつて、外国政府の機関(第2条第1項第2号に掲げる機関をいう。以下同じ。)の要請に応じ、当該機関の業務に従事しているものは、この条例施行の日(以下「施行日」という。)に派遣職員となるものとする。</p>
<p>3 前項の規定により派遣職員となるものとされた職員の派遣の期間は、施行日からこの条例施行の際当該職員が職務に専念する義務を免除されていた期間の終了が予定されていた日までの期間とする。</p>	<p>3 前項の規定により派遣職員となるものとされた職員の派遣の期間は、施行日からこの条例施行の際当該職員が職務に専念する義務を免除されていた期間の終了が予定されていた日までの期間とする。</p>
<p>4 附則第2項に規定する職員の前項に規定する期間における給与については、なお従前の例による。 (県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)</p>	<p>4 附則第2項に規定する職員の前項に規定する期間における給与については、なお従前の例による。 (川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例の一部改正)</p>
<p>5 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例の適用を受けることとなったもののうち、移譲日前に外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和63</p>	<p>5 川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例(昭和42年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。 第2条中「による災害」の次に「(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)第5条第1項の規定により派遣先の機関の業務が公務とみなされる場合における派遣先の当該業務条の災害又は通勤による災害(以下「派遣先の災害」という。))を含む。以下同じ。))」を加え、「法第2条第4項に定め</p>

改正後	改正前
<p>年神奈川県条例第7号)第2条第1項の規定により派遣された職員は、この条例第3条第1項に規定する派遣職員とみなして、この条例第6条の規定を適用する。</p> <p>(削る)</p>	<p>るものをいう」を「法第2条第4項から同条第8項に定めるものをいう。ただし、派遣先の災害に対する補償に係る平均給与額については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額を定める省令(昭和62年自治省令第31号。以下「省令」という。)第1条及び第2条に定めるものをいう」に改める。</p> <p>第4条中「同条第7項まで」を「同条第8項まで並びに省令第1条から第2条まで」に改め、同条第2号中「発生が確定した日」の次に「(派遣先の災害にあつては、当該派遣の期間の初日)」を加える。</p> <p>第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。</p> <p>(付加給付の調整)</p> <p>第9条 派遣先の災害に対し付加給付を実施する場合において、付加給付を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する付加給付に相当する補償を受けたときは、本市は、その価額の限度においてこの条例による付加給付を行わない。</p> <p>(川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>6 この条例の施行の際、現に職免条例第2条第3号に掲げる事由に該当して職務に専念する義務を免除されている職員であつて、外国政府の機関の要請に応じ、当該機関の業務に従事しているもので、附則第2項の規定により施行日に派遣職員となるものとされた職員にあつては、前項の規定による改正後の川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例第4条第2号中「派遣の期間の初日」とあるのは、「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年川崎市条例第17号)の定めるところにより職務に専念する義務を免除されていた期間の初日」とする。</p>



川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 昭和34年10月10日条例第30号 (略)</p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)</u></p> <p>2 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において、<u>学校職員</u>の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号。以下「<u>県条例</u>」という。)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなったものについて、<u>移譲日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</u></p>	<p>○川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 昭和34年10月10日条例第30号 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

川崎市旅費支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後									改正前							
○川崎市旅費支給条例 昭和22年8月20日条例第21号 (略)									○川崎市旅費支給条例 昭和22年8月20日条例第21号 (略)							
別表の付表 行政職給料表(1)の各級に相当する職務の級									別表の付表 行政職給料表(1)の各級に相当する職務の級							
等級	行政職給料表(1)	行政職給料表(2)	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	大学教職給料表	高等学校教育職給料表	義務教育諸学校教育職給料表	消防職給料表	等級	行政職給料表(1)	行政職給料表(2)	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	大学教育職給料表	高等学校教育職給料表	消防職給料表
1	8級		5級		4級(学長に限る。)			8級	1	8級		5級		4級(学長に限る。)		8級
2	7級		4級	7級				7級	2	7級		4級	7級		5級	7級
3	6級 5級		3級	6級 5級	4級(学長を除く。) 3級	5級 4級	5級 4級	6級 5級	3	6級 5級		3級	6級 5級	4級(学長を除く。) 3級	4級	6級 5級
4	4級以下の級	4級以下の級	2級以下の級	4級以下の級	2級以下の級	3級以下の級	3級以下の級	4級以下の級	4	4級以下の級	4級以下の級	2級以下の級	4級以下の級	2級以下の級	3級以下の級	4級以下の級

川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">昭和46年12月24日条例第59号</p> <p style="text-align: center;"><u>川崎市立学校</u>の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (趣旨)</p>	<p style="text-align: right;">昭和46年12月24日条例第59号</p> <p style="text-align: center;"><u>川崎市立高等学校</u>の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、<u>川崎市立学校</u>（<u>川崎市立看護短期大学</u>を除く。以下「<u>市立学校</u>」という。）の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p>	<p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、<u>川崎市立高等学校</u>（以下「<u>市立高等学校</u>」という。）の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。ただし、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p>	<p>第2条 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。ただし、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p>
<p>第3条 <u>市立学校</u>の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。第6条において同じ。）には、その者の給料月額<sup>100</sup>/<sub>100</sub>分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p>	<p>第3条 <u>市立高等学校</u>の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。第6条において同じ。）には、その者の給料月額<sup>100</sup>/<sub>100</sub>分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p>
<p>2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(略)</p> <p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p>	<p>2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(略)</p> <p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p>
<p>第6条 <u>市立学校</u>の教育職員については、正規の勤務時間（川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第2条から第4条の3までの規定による勤務時間をいう。以下この項において同</p>	<p>第6条 <u>市立高等学校</u>の教育職員については、正規の勤務時間（川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第2条から第4条の3までの規定による勤務時間をいう。以下この項におい</p>

改正後	改正前
<p>じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等(同条例第7条第1項に規定する休日及び同条例第7条の2に規定する代休日をいう。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。</p> <p>2 市立学校の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう配慮し、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <p>(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務</p> <p>(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務</p> <p>(3) 職員会議に関する業務</p> <p>(4) 非常災害の場合、生徒、児童又は幼児の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務</p> <p>(略)</p>	<p>て同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等(同条例第7条第1項に規定する休日及び同条例第7条の2に規定する代休日をいう。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。</p> <p>2 市立高等学校の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう配慮し、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <p>(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務</p> <p>(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務</p> <p>(3) 職員会議に関する業務</p> <p>(4) 非常災害の場合、生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務</p> <p>(略)</p>

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 平成19年12月19日条例第53号 (略)</p> <p>(手当の支給及び種類)</p> <p>第2条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて手当を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 税務手当 (2) 福祉業務等手当 (3) 夜間特殊業務手当 (4) 動物管理業務手当 (5) 生活環境業務等手当 (6) 用地等折衝業務手当 (7) 危険作業手当 (8) 消防業務手当 (9) ヘリコプター業務手当 (10) 国際緊急援助手当 (11) 災害応急作業等派遣手当 (12) 教員特殊業務手当 (13) 特別支援学校業務手当 (14) 夜間学級業務手当</p> <p>(略)</p> <p>(教員特殊業務手当)</p>	<p>○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 平成19年12月19日条例第53号 (略)</p> <p>(手当の支給及び種類)</p> <p>第2条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて手当を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 税務手当 (2) 福祉業務等手当 (3) 夜間特殊業務手当 (4) 動物管理業務手当 (5) 生活環境業務等手当 (6) 用地等折衝業務手当 (7) 危険作業手当 (8) 消防業務手当 (9) ヘリコプター業務手当 (10) 国際緊急援助手当 (11) 災害応急作業等派遣手当 (12) 教員特殊業務手当</p> <p>(略)</p> <p>(教員特殊業務手当)</p>
<p>第15条 教員特殊業務手当は、<u>川崎市立学校</u>（川崎市立看護短期大学を除く。）</p>	<p>第15条 教員特殊業務手当は、<u>市立高等学校</u>の主幹教諭、教諭、養護教諭等</p>

改正前	改正後
<p>以下「<u>市立学校</u>という。）の主幹教諭、教諭、養護教諭等で次に掲げる業務に従事したもの（規則で定めるものに限る。）に支給する。</p> <p>(1) <u>市立学校</u>の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校等において生徒、児童又は幼児（以下「<u>生徒等</u>という。）を引率して行う指導の業務</p> <p>(3) 対外運動競技等において生徒等を引率して行う指導の業務</p> <p>(4) <u>市立学校</u>の管理下において行われる部活動等における生徒等に対する指導の業務</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務</p> <p>2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき7,500円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p><u>(特別支援学校業務手当)</u></p> <p>第16条 <u>特別支援学校業務手当は、川崎市立特別支援学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で生徒等に対して行う指導の業務に従事したもの（規則で定めるものに限る。）に支給する。</u></p> <p>2 <u>特別支援学校業務手当の額は、従事した日1日につき600円を超えない範囲内において規則で定める。</u></p> <p><u>(夜間学級業務手当)</u></p> <p>第17条 <u>夜間学級業務手当は、夜間学級を置く川崎市立中学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で夜間学級において生徒に対して行う指導の業務に従事したもの（規則で定めるものに限る。）に支給する。</u></p> <p>2 <u>夜間学級業務手当の額は、従事した日1日につき2,200円を超えない範囲内において規則で定める。</u></p> <p><u>(手当の不支給)</u></p> <p>第18条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）第13条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、第2条第2項各号に掲げる手当は、規則で定めるものを除き、支給しない。</p>	<p>で次に掲げる業務に従事したもの（規則で定めるものに限る。）に支給する。</p> <p>(1) <u>市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「市立高等学校等」という。）</u>の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校等において生徒を引率して行う指導の業務</p> <p>(3) 対外運動競技等において生徒を引率して行う指導の業務</p> <p>(4) <u>市立高等学校等</u>の管理下において行われる部活動等における生徒に対する指導の業務</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務</p> <p>2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき7,500円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p><u>(手当の不支給)</u></p> <p>第16条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）第13条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、第2条第2項各号に掲げる手当は、規則で定めるものを除き、支給しない。</p>

改正前	改正後
<p>(臨時の手当)</p> <p>第19条 第2条から第17条までに定めるもののほか、一時的な業務のうち、第2条第2項各号に掲げる手当に係る業務と同等以上の著しく危険、不快、不健康又は困難な業務その他の著しく特殊な業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、市長は、その勤務の特殊性に応じて臨時に手当を支給することができる。</p> <p>2 前項の規定により支給する手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、市長が、その都度人事委員会と協議して定める。</p> <p>(手当の支給方法)</p> <p>第20条 手当は、当該手当に係る業務に従事した月の分の全額を当該月の翌月の川崎市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する人事委員会規則で定める日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、任命権者が特別の事由があると認めるときは、当該支給日後において手当を支給することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(臨時の手当)</p> <p>第17条 第2条から第15条までに定めるもののほか、一時的な業務のうち、第2条第2項各号に掲げる手当に係る業務と同等以上の著しく危険、不快、不健康又は困難な業務その他の著しく特殊な業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、市長は、その勤務の特殊性に応じて臨時に手当を支給することができる。</p> <p>2 前項の規定により支給する手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、市長が、その都度人事委員会と協議して定める。</p> <p>(手当の支給方法)</p> <p>第18条 手当は、当該手当に係る業務に従事した月の分の全額を当該月の翌月の川崎市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する人事委員会規則で定める日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、任命権者が特別の事由があると認めるときは、当該支給日後において手当を支給することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(略)</p>

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 (イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。) (ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p>	<p>○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 (イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。) (ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p>



改正後	改正前
<p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(略)</p>	<p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(略)</p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の6第7項</u>又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 川崎市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 川崎市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>
<p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>(略)</p>	<p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)</u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>(略)</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>(川崎市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止)</p> <p>2 川崎市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和52年川崎市条例第52号。以下「旧育児休業条例」という。）は、廃止する。 (旧育児休業条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際、現に旧育児休業条例の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている女子職員については、当該許可は育児休業法第2条の規定による育児休業の承認とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に女子職員が行った旧育児休業条例の規定による施行日以後の期間に係る育児休業の許可の申請又は施行日以後の期間に係る育児休業の期間の延長の申請は、それぞれ育児休業法第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求又は育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求とみなす。</p> <p>5 この条例の施行の際、現に旧育児休業条例の規定により育児休業の許可が効力を停止している職員については、当該許可は育児休業法第2条の規定による育児休業の承認とみなし、当該承認は、育児休業法の施行の日において育児休業法第5条第1項の規定によりその効力を失うものとする。</p> <p>6 旧育児休業条例の規定により女子職員がした育児休業で育児休業法の施行の前日に終了したものは、育児休業法第2条第1項ただし書に規定する育児休業に含まれるものとする。</p> <p>7 附則第6項の規定の適用を受けて育児休業をしている女子職員には、当該育児休業の期間中、第5条の規定は適用しない。</p> <p>8 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）又は旧育児休業条例に基づく育児休業の期間のうち平成4年4月1日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。 (県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)</p>	<p>(川崎市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止)</p> <p>2 川崎市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和52年川崎市条例第52号。以下「旧育児休業条例」という。）は、廃止する。 (旧育児休業条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際、現に旧育児休業条例の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている女子職員については、当該許可は育児休業法第2条の規定による育児休業の承認とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に女子職員が行った旧育児休業条例の規定による施行日以後の期間に係る育児休業の許可の申請又は施行日以後の期間に係る育児休業の期間の延長の申請は、それぞれ育児休業法第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求又は育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求とみなす。</p> <p>5 この条例の施行の際、現に旧育児休業条例の規定により育児休業の許可が効力を停止している職員については、当該許可は育児休業法第2条の規定による育児休業の承認とみなし、当該承認は、育児休業法の施行の日において育児休業法第5条第1項の規定によりその効力を失うものとする。</p> <p>6 旧育児休業条例の規定により女子職員がした育児休業で育児休業法の施行の前日に終了したものは、育児休業法第2条第1項ただし書に規定する育児休業に含まれるものとする。</p> <p>7 附則第6項の規定の適用を受けて育児休業をしている女子職員には、当該育児休業の期間中、第5条の規定は適用しない。</p> <p>8 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）又は旧育児休業条例に基づく育児休業の期間のうち平成4年4月1日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。</p>
<p>9 平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の適用を受けて</p>	

改正後	改正前
<p>いた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き給与条例の適用を受けることとなったものについて、移譲日前に職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>（人事委員会規則への委任）</p> <p>10 この条例に定めるもののほか、育児休業等をした職員の給与等の取扱いに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>（人事委員会規則への委任）</p> <p>9 この条例に定めるもののほか、育児休業等をした職員の給与等の取扱いに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号 (略)</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員 (2) 本市が経営する地方公営企業の管理者（上下水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）及び職員 (3) 監査委員の事務を補助する職員 (4) 市議会の職員 (5) 選挙管理委員会の職員 (6) 人事委員会の職員 (7) 教育委員会の職員 (8) 農業委員会の職員 (9) 消防長及び消防職員 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 勤続期間1年以上で退職した職員であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が認める者（以下「特定退職者」という。）を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期</p>	<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号 (略)</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員 (2) 本市が経営する地方公営企業の管理者（上下水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）及び職員 (3) 監査委員の事務を補助する職員 (4) 市議会の職員 (5) 選挙管理委員会の職員 (6) 人事委員会の職員 (7) 教育委員会の所管に属する市費支弁の職員 (8) 農業委員会の職員 (9) 消防長及び消防職員 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 勤続期間1年以上で退職した職員であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が認める者（以下「特定退職者」という。）を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期</p>

改正後	改正前
<p>間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の職員としての勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の職員としての勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額</p> <p>2 勤続期間1年以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定</p>	<p>間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の職員としての勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の職員としての勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額</p> <p>2 勤続期間1年以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定</p>

改正後	改正前
<p>の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>3 前項の規定を適用する場合において、その者の職員としての勤続期間が1年未満である職員であつて、当該勤続期間に係る職員となつた日前1年の期間内に職員であつたことがある者（以下この項において「旧職員」という。）については、当該勤続期間に、旧職員としての勤続期間（当該旧職員としての勤続期間に係る退職手当の支給を受けた場合には、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の期間を除く。）を加えた期間をもつて職員としての勤続期間とする。</p> <p>4 第1項又は第2項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第2項の退職手当を支給することができる。</p> <p>（1） その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>（2） 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>（3） 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>5 第1項、第2項及び前項に定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>の支給の条件に従い、退職手当として、支給する。</p> <p>（1） 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第36条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</p>	<p>の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>3 前項の規定を適用する場合において、その者の職員としての勤続期間が1年未満である職員であつて、当該勤続期間に係る職員となつた日前1年の期間内に職員であつたことがある者（以下この項において「旧職員」という。）については、当該勤続期間に、旧職員としての勤続期間（当該旧職員としての勤続期間に係る退職手当の支給を受けた場合には、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の期間を除く。）を加えた期間をもつて職員としての勤続期間とする。</p> <p>4 第1項又は第2項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第2項の退職手当を支給することができる。</p> <p>（1） その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>（2） 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>（3） 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>5 第1項、第2項及び前項に定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い、退職手当として、支給する。</p> <p>（1） 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第36条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</p>

改正後	改正前
<p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額</p> <p>(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</u></p>	<p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額</p> <p>(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</u></p>
<p>6 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。</p>	<p>6 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。</p>
<p>7 第5項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第2項又は第5項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p>	<p>7 第5項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第2項又は第5項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p>
<p>8 第5項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第2項又は第5項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p>	<p>8 第5項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第2項又は第5項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p>
<p>(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業</p>	<p>(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業</p>

改正後	改正前
<p>促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>9 偽りその他不正の行為によって第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。</p> <p>10 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によりこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては支給しない。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和23年5月1日から適用する。</p> <p>2 昭和23年5月1日から昭和23年6月30日までに給与事由の生じた者の第10条に規定する俸給の額については号俸給にそれぞれ対応する別表(1)の仮定俸給表による仮定俸給とする。</p> <p>3 昭和23年7月1日から同年12月31日までに給与事由の生じた者の第10条に規定する俸給の額については、号俸給にそれぞれ対応する別表(2)の仮定俸給表による仮定俸給とする。</p> <p>4 川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(昭和58年川崎市条例第11号。以下「条例第11号」という。)による改正後の川崎市職員退職手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第2項本文の規定に該当する職員のうち、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用又は準用を受ける者で昭和47年3月30日に現に在職し、同日においても同法の適用又は準用を受けていた者(同日以前に社会教育主事であった者及び条例第11号による改正前の川崎市職員退職手当支給条例第9条の2第1項の規定に該当する者を除く。)の同日以前の在職期間については、改正後の条例第10条第2項ただし書の規定は、適用しな</p>	<p>促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>9 偽りその他不正の行為によって第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。</p> <p>10 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によりこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては支給しない。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和23年5月1日から適用する。</p> <p>2 昭和23年5月1日から昭和23年6月30日までに給与事由の生じた者の第10条に規定する俸給の額については号俸給にそれぞれ対応する別表(1)の仮定俸給表による仮定俸給とする。</p> <p>3 昭和23年7月1日から同年12月31日までに給与事由の生じた者の第10条に規定する俸給の額については、号俸給にそれぞれ対応する別表(2)の仮定俸給表による仮定俸給とする。</p> <p>4 川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(昭和58年川崎市条例第11号。以下「条例第11号」という。)による改正後の川崎市職員退職手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第2項本文の規定に該当する職員のうち、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用又は準用を受ける者で昭和47年3月30日に現に在職し、同日においても同法の適用又は準用を受けていた者(同日以前に社会教育主事であった者及び条例第11号による改正前の川崎市職員退職手当支給条例第9条の2第1項の規定に該当する者を除く。)の同日以前の在職期間については、改正後の条例第10条第2項ただし書の規定は、適用しな</p>



改正後	改正前
<p>い。この場合において、改正後の条例第10条の規定による在職期間を基礎として計算された退職手当のうち同条第2項ただし書の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の基礎となった期間に対する改正後の条例第3条の規定の例により計算された退職手当の額に相当する額を控除するものとする。</p> <p>5 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成19年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が条例、規則その他の規程による額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする当該規程の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。ただし、第5条の5に規定する給料月額については、この限りでない。</p> <p><u>（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）</u></p>	<p>い。この場合において、改正後の条例第10条の規定による在職期間を基礎として計算された退職手当のうち同条第2項ただし書の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の基礎となった期間に対する改正後の条例第3条の規定の例により計算された退職手当の額に相当する額を控除するものとする。</p> <p>5 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成19年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が条例、規則その他の規程による額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする当該規程の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。ただし、第5条の5に規定する給料月額については、この限りでない。</p>
<p>6 平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、<u>学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県給与条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「市給与条例」という。）の適用を受けることとなったもの（以下「旧県費負担教職員」という。）が移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同日における職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県条例」という。）の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当</u></p>	

改正後	改正前
<p>の額とする。</p> <p>7 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないう国等の職員となり、第10条第2項の規定により、第5条の2第2項第2号に掲げる期間が第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、移譲日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により職員として退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間として取り扱われるべき期間及び同日において県給与条例の規定により受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額を基礎として、同日における県条例の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額より多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。</p> <p>8 市給与条例附則第26項から第28項までの規定による職務の級及び号給の切替えに伴う旧県費負担教職員の給料月額の減額は、この条例第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>9 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないう国等の職員となつたものの第10条第2項の規定の適用については、同項中「第20条第2項」とあるのは「職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）第7条の5第4項」とする。</p>	

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和32年11月20日条例第29号</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、定時制教育手当、産業教育手当、<u>義務教育等教員特別手当</u>、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）を含まないものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(1) (別表第1)</p> <p>(2) 行政職給料表(2) (別表第2)</p> <p>(3) 医療職給料表(1) (別表第3)</p> <p>(4) 医療職給料表(2) (別表第4)</p> <p>(5) 大学教育職給料表 (別表第4の2)</p> <p>(6) 高等学校教育職給料表 (別表第5)</p> <p>(7) <u>義務教育諸学校教育職給料表(別表第5の2)</u></p> <p>(8) 消防職給料表 (別表第6)</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表(別表第7)に定めるとおりとする。</p> <p>3 任命権者は、全ての職員の職務を前項に規定する等級別基準職務表のほか人事委員会が定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で第1項に規定する給料表の職務の級のいずれかに決定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の4 <u>義務教育等教員特別手当</u>は、高等学校教育職給料表及び<u>義務教育諸学校教育職給料表</u>の適用を受ける職員に支給する。</p> <p>2 <u>義務教育等教員特別手当</u>の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 第16条の2の規定による定時制教育手当又は前条の規定による産業教育手当が支給される職員に対する<u>義務教育等教員特別手当</u>の月額については、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、<u>義務教育等教員特別手当</u>の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第19条 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>2 職員が前項以外の心身の故障(次条に規定する公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病</p>	<p>○川崎市職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和32年11月20日条例第29号</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、定時制教育手当、産業教育手当、<u>教員特別手当</u>、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）を含まないものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(1) (別表第1)</p> <p>(2) 行政職給料表(2) (別表第2)</p> <p>(3) 医療職給料表(1) (別表第3)</p> <p>(4) 医療職給料表(2) (別表第4)</p> <p>(5) 大学教育職給料表 (別表第4の2)</p> <p>(6) 高等学校教育職給料表 (別表第5)</p> <p>(7) 消防職給料表 (別表第6)</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表(別表第7)に定めるとおりとする。</p> <p>3 任命権者は、全ての職員の職務を前項に規定する等級別基準職務表のほか人事委員会が定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で第1項に規定する給料表の職務の級のいずれかに決定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(教員特別手当)</p> <p>第16条の4 <u>教員特別手当</u>は、高等学校教育職給料表の適用を受ける職員に支給する。</p> <p>2 <u>教員特別手当</u>の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 第16条の2の規定による定時制教育手当又は前条の規定による産業教育手当が支給される職員に対する<u>教員特別手当</u>の月額については、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、<u>教員特別手当</u>の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第19条 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>2 職員が前項以外の心身の故障(次条に規定する公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病</p>

改正後	改正前
<p>を除く。)により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>4 職員が川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号）第1条の2各号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>5 <u>市立学校（看護短期大学を除く。）の教職員</u>については、前各項の規定にかかわらず、別に教育委員会が定める。</p>	<p>を除く。)により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>4 職員が川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号）第1条の2各号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>5 <u>市立高等学校の教職員</u>については、前各項の規定にかかわらず、別に教育委員会が定める。</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第19条の4 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。</p> <p>(1) 公舎の使用料及びその使用に必要な経費</p> <p>(2) <u>川崎市職員厚生会、川崎市立学校教職員互助会及び神奈川県教育福祉振興会（以下「厚生会等」という。）の会費</u></p> <p>(3) 厚生会等の貸付金に係る返還金及び利息</p> <p>(4) 厚生会等の行う購買事業に係る購買代金</p> <p>(5) 厚生会等の団体取扱契約に係る生命保険及び損害保険の保険料並びに火災共済事業及び消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第10条第1項第4号に規定する事業の共済掛金</p> <p>(6) 職員団体の団体費</p> <p>(7) 中央労働金庫に対する預金並びに貸付金に係る返還金及び利息</p> <p>(8) <u>川崎市職員共済組合の行う貯金事業に係る積立金</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第19条の4 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。</p> <p>(1) 公舎の使用料及びその使用に必要な経費</p> <p>(2) <u>川崎市職員厚生会及び川崎市立学校教職員互助会（以下「厚生会等」という。）の会費</u></p> <p>(3) 厚生会等の貸付金に係る返還金及び利息</p> <p>(4) 厚生会等の行う購買事業に係る購買代金</p> <p>(5) 厚生会等の団体取扱契約に係る生命保険及び損害保険の保険料並びに火災共済事業の共済掛金</p> <p>(6) 職員団体の団体費</p> <p>(7) 中央労働金庫に対する預金並びに貸付金に係る返還金及び利息</p> <p>(8) <u>川崎市職員共済組合の行う貯金事業に係る積立金</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(旧県費負担教職員の職務の級の切替え)</p> <p>26 <u>平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなったもの（以下「旧県費負担教職員」という。）の移譲日における職務の級（以下「新級」という。）は、附則別表第4に掲げられている移譲日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、人事委員会規則の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。</u></p> <p>(旧県費負担教職員の号給の切替え)</p> <p>27 <u>旧県費負担教職員（次項に規定する旧県費負担教職員を除く。）の移譲日における号給（以下「新号給」という。）は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧級及び移譲日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第5に定める号給とする。</u></p> <p>28 <u>附則第26項後段の規定により新級を決定される旧県費負担教職員の新号給は、第4条第1項の規定にかかわらず、新級及び旧号給に応じて附則別表第6に定める号給とする。</u></p> <p>(旧県費負担教職員の移譲日の昇給)</p> <p>29 <u>旧県費負担教職員の移譲日における昇給は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成29年1月1日から同年3月31日までににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</u></p> <p>30 <u>前項の規定により旧県費負担教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、第4条第4</u></p>	<p>(旧県費負担教職員の職務の級の切替え)</p> <p>26 <u>平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなったもの（以下「旧県費負担教職員」という。）の移譲日における職務の級（以下「新級」という。）は、附則別表第4に掲げられている移譲日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、人事委員会規則の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。</u></p> <p>(旧県費負担教職員の号給の切替え)</p> <p>27 <u>旧県費負担教職員（次項に規定する旧県費負担教職員を除く。）の移譲日における号給（以下「新号給」という。）は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧級及び移譲日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第5に定める号給とする。</u></p> <p>28 <u>附則第26項後段の規定により新級を決定される旧県費負担教職員の新号給は、第4条第1項の規定にかかわらず、新級及び旧号給に応じて附則別表第6に定める号給とする。</u></p> <p>(旧県費負担教職員の移譲日の昇給)</p> <p>29 <u>旧県費負担教職員の移譲日における昇給は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成29年1月1日から同年3月31日までににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</u></p> <p>30 <u>前項の規定により旧県費負担教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、第4条第4</u></p>

改正後	改正前																																																																																																
<p>項の規定にかかわらず、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した旧県費負担教職員の昇給の号給数を1号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(旧県費負担教職員の住居手当に関する経過措置)</p> <p>31 旧県費負担教職員に対して移譲日から平成30年3月31日までに支給する住居手当に関する第7条第1項の規定の適用については、同項中「24,750円」とあるのは、「33,750円」とする。</p> <p>32 移譲日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により住居手当を支給される旧県費負担教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、住居手当を支給する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附則別表第4 旧県費負担教職員の職務の級の切替表（附則第26項関係）</p> <p>(1) 移譲日の前日に県条例別表第1の教育職給料表の適用を受けていた旧県費負担教職員の切替表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">移譲日に適用される給料表</th> <th style="text-align: center;">旧級</th> <th style="text-align: center;">新級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">義務教育諸学校教育職給料表</td> <td style="text-align: center;">1級</td> <td style="text-align: center;">1級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td style="text-align: center;">2級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td style="text-align: center;">3級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td style="text-align: center;">4級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;">5級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 移譲日の前日に県条例別表第2の学校栄養職給料表の適用を受けていた旧県費負担教職員の切替表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">移譲日に適用される給料表</th> <th style="text-align: center;">旧級</th> <th style="text-align: center;">新級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">医療職給料表(2)</td> <td style="text-align: center;">1級</td> <td style="text-align: center;">1級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td style="text-align: center;">2級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td style="text-align: center;">2級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td style="text-align: center;">3級 4級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 移譲日の前日に県条例別表第3の学校行政職給料表の適用を受けていた旧県費負担教職員の切替表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">移譲日に適用される給料表</th> <th style="text-align: center;">旧級</th> <th style="text-align: center;">新級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">行政職給料表(1)</td> <td style="text-align: center;">1級</td> <td style="text-align: center;">1級 2級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td style="text-align: center;">2級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td style="text-align: center;">2級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td style="text-align: center;">3級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;">4級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td style="text-align: center;">5級</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則別表第5 旧級がこれに対応する附則別表第4の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である旧県費負担教職員以外の旧県費負担教職員の号給の切替表（附則第27項関係）</p> <p>(1) 旧県費負担教職員で義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">旧号給</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">旧級</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">1級</th> <th style="text-align: center;">2級</th> <th style="text-align: center;">3級</th> <th style="text-align: center;">4級</th> <th style="text-align: center;">5級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> </tbody> </table>		移譲日に適用される給料表	旧級	新級	義務教育諸学校教育職給料表	1級	1級	2級	2級	3級	3級	4級	4級	5級	5級	移譲日に適用される給料表	旧級	新級	医療職給料表(2)	1級	1級	2級	2級	3級	2級	4級	3級 4級	移譲日に適用される給料表	旧級	新級	行政職給料表(1)	1級	1級 2級	2級	2級	3級	2級	4級	3級	5級	4級	6級	5級	旧号給	旧級					1級	2級	3級	4級	5級	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	
移譲日に適用される給料表	旧級	新級																																																																																															
義務教育諸学校教育職給料表	1級	1級																																																																																															
	2級	2級																																																																																															
	3級	3級																																																																																															
	4級	4級																																																																																															
	5級	5級																																																																																															
移譲日に適用される給料表	旧級	新級																																																																																															
医療職給料表(2)	1級	1級																																																																																															
	2級	2級																																																																																															
	3級	2級																																																																																															
	4級	3級 4級																																																																																															
移譲日に適用される給料表	旧級	新級																																																																																															
行政職給料表(1)	1級	1級 2級																																																																																															
	2級	2級																																																																																															
	3級	2級																																																																																															
	4級	3級																																																																																															
	5級	4級																																																																																															
	6級	5級																																																																																															
旧号給	旧級																																																																																																
	1級	2級	3級	4級	5級																																																																																												
1	1	1	1	1	1																																																																																												
2	2	2	2	2	2																																																																																												
3	3	3	3	3	3																																																																																												
4	4	4	4	4	4																																																																																												
5	5	5	5	5	5																																																																																												
6	6	6	6	6	6																																																																																												
7	7	7	7	7	7																																																																																												

改正後						改正前
8	8	8	8	8	8	
9	9	9	9	9	9	
10	10	10	10	10	10	
11	11	11	11	11	11	
12	12	12	12	12	12	
13	13	13	13	13	13	
14	14	14	14	14	14	
15	15	15	15	15	15	
16	16	16	16	16	16	
17	17	17	17	17	17	
18	18	18	18	18	18	
19	19	19	19	19	19	
20	20	20	20	20	20	
21	21	21	21	21	21	
22	22	22	22	22	22	
23	23	23	23	23	23	
24	24	24	24	24	24	
25	25	25	25	25	25	
26	26	26	26	26	26	
27	27	27	27	27	27	
28	28	28	28	28	28	
29	29	29	29	29	29	
30	30	30	30	30	30	
31	31	31	31	31	31	
32	32	32	32	32	32	
33	33	33	33	33	33	
34	34	34	34	34	34	
35	35	35	35	35	35	
36	36	36	36	36	36	
37	37	37	37	37	37	
38	38	38	38	38	38	
39	39	39	39	39	39	
40	40	40	40	40	40	
41	41	41	41	41	41	
42	42	42	42	42	42	
43	43	43	43	43	43	
44	44	44	44	44	44	
45	45	45	45	45	45	
46	46	46	46	46	46	
47	47	47	47	47	47	
48	48	48	48	48	48	
49	49	49	49	49	49	
50	50	50	50	50	50	
51	51	51	51	51	51	
52	52	52	52	52	52	
53	53	53	53	53	53	
54	54	54	54	54	54	
55	55	55	55	55	55	
56	56	56	56	56	56	

改正後						改正前
57	57	57	57	57	57	
58	58	58	58	58		
59	59	59	59	59		
60	60	60	60	60		
61	61	61	61	61		
62	62	62	62	62		
63	63	63	63	63		
64	64	64	64	64		
65	65	65	65	65		
66	66	66	66	66		
67	67	67	67	67		
68	68	68	68	68		
69	69	69	69	69		
70	70	70	70	70		
71	71	71	71	71		
72	72	72	72	72		
73	73	73	73	73		
74	74	74	74	74		
75	75	75	75	75		
76	76	76	76	76		
77	77	77	77	77		
78	78	78	78	78		
79	79	79	79	79		
80	80	80	80	80		
81	81	81	81	81		
82	82	82	82	82		
83	83	83	83	83		
84	84	84	84	84		
85	85	85	85	85		
86	86	86	86	86		
87	87	87	87	87		
88	88	88	88	88		
89	89	89	89	89		
90	90	90	90	90		
91	91	91	91	91		
92	92	92	92	92		
93	93	93	93	93		
94	94	94	94	94		
95	95	95	95	95		
96	96	96	96	96		
97	97	97	97	97		
98	98	98	98	98		
99	99	99	99	99		
100	100	100	100	100		
101	101	101	101	101		
102	102	102	102	102		
103	103	103	103	103		
104	104	104	104	104		
105	105	105	105	105		

改正後						改正前
106	106	106	106	106		
107	107	107	107	107		
108	108	108	108	108		
109	109	109	109	109		
110	110	110	110	110		
111	111	111	111	111		
112	112	112	112	112		
113	113	113	113	113		
114	114	114	114	114		
115	115	115	115	115		
116	116	116	116	116		
117	117	117	117	117		
118	118	118	118	118		
119	119	119	119	119		
120	120	120	120	120		
121	121	121	121	121		
122	122	122	122			
123	123	123	123			
124	124	124	124			
125	125	125	125			
126	126	126	126			
127	127	127	127			
128	128	128	128			
129	129	129	129			
130	130	130	130			
131	131	131	131			
132	132	132	132			
133	133	133	133			
134	134	134	134			
135	135	135	135			
136	136	136	136			
137	137	137	137			
138	138	138				
139	139	139				
140	140	140				
141	141	141				
142	142	142				
143	143	143				
144	144	144				
145	145	145				
146	146	146				
147	147	147				
148	148	148				
149	149	149				
150	150	150				
151	151	151				
152	152	152				
153	153	153				
154	154	154				



改正後						改正前					
155	155	155									
156	156	156									
157	157	157									
158	158	158									
159	159	159									
160	160	160									
161	161	161									
162	162	162									
163	163	163									
164	164	164									
165	165	165									
166		166									
167		167									
168		168									
169		169									
170		170									
171		171									
172		172									
173		173									
174		174									
175		175									
176		176									
177		177									
178		178									
179		179									
180		180									
181		181									
182		182									
183		183									
184		184									
185		185									
(2) 旧県費負担教職員で医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給											
旧号給	旧級										
	1級	2級	3級								
1	7	17	49								
2	8	18	50								
3	10	19	50								
4	11	20	51								
5	11	20	52								
6	13	21	52								
7	14	22	53								
8	15	23	54								
9	16	24	54								
10	16	24	55								
11	17	25	55								
12	18	26	56								
13	19	27	57								

改正後				改正前			
14	20	28	57				
15	21	29	58				
16	22	31	59				
17	23	32	60				
18	24	33	61				
19	25	34	62				
20	26	35	63				
21	27	35	64				
22	28	36	65				
23	29	37	66				
24	29	38	67				
25	30	39	68				
26	31	39	69				
27	32	40	70				
28	33	41	71				
29	33	42	72				
30	34	43	73				
31	35	43	74				
32	35	44	75				
33	36	45	76				
34	37	46	77				
35	38	46	78				
36	38	47	79				
37	39	48	80				
38	40	48	81				
39	40	49	82				
40	41	50	83				
41	42	50	84				
42	42	51	85				
43	43	51	86				
44	43	52	87				
45	44	52	88				
46	45	53	89				
47	45	54	90				
48	46	55	92				
49	46	55	93				
50	47	56	95				
51	47	57	96				
52	48	58	98				
53	48	59	99				
54	49	60	101				
55	49	61	103				
56	50	62	104				
57	50	62	105				
58	50	63	107				
59	51	64	108				
60	51	65	110				
61	52	66	111				
62	52	67	111				

改正後				改正前			
63	53	68	112				
64	53	69	114				
65	54	70	115				
66	54	71	116				
67	54	72	117				
68	55	72	117				
69	55	73	117				
70	56	74	117				
71	56	75	117				
72	56	76	117				
73	57	76	117				
74	57	77	117				
75	58	78	117				
76	58	79	117				
77	58	80	117				
78	59	80	117				
79	59	81	117				
80	59	82	117				
81	59	83	117				
82	60	84	117				
83	60	84	117				
84	60	85	117				
85	60	86	117				
86		87	117				
87		87	117				
88		88	117				
89		88	117				
90		89	117				
91		89	117				
92		90	117				
93		91	117				
94		91	117				
95		91	117				
96		92	117				
97		92	117				
98		93	117				
99		93	117				
100		94	117				
101		95	117				
102		95	117				
103		96	117				
104		96	117				
105		97	117				
106		97					
107		98					
108		98					
109		99					
110		100					
111		100					

改正後				改正前	
112		101			
113		101			
114		102			
115		102			
116		103			
117		103			
118		104			
119		104			
120		105			
121		105			
122		106			
123		106			
124		107			
125		107			
126		107			
127		108			
128		108			
129		108			
130		109			
131		110			
132		111			
133		111			
(3) 旧県費負担教職員で行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給					
旧号給	旧級				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	40	16	13	5
2	22	40	17	14	6
3	23	41	18	15	6
4	24	42	19	16	7
5	24	43	20	17	8
6	25	44	21	18	9
7	26	45	21	19	10
8	27	45	22	20	11
9	28	46	23	21	12
10	29	47	24	22	13
11	30	48	25	23	14
12	31	49	26	24	15
13	32	49	27	26	16
14	33	50	28	27	16
15	34	51	29	28	17
16	35	52	30	29	18
17	35	52	31	30	19
18	36	53	32	31	20
19	37	54	33	32	21
20	38	55	34	33	21
21	39	56	35	34	22
22	40	57	36	35	23

改正後						改正前					
23	40	58	37	36	24						
24	41	59	38	37	25						
25	42	60	39	37	26						
26	43	61	40	38	26						
27	44	62	41	39	27						
28	44	63	42	40	28						
29	45	64	43	41	29						
30	46	65	44	42	30						
31	46	66	45	43	30						
32	47	67	47	44	31						
33	47	68	47	45	32						
34	48	69	48	45	32						
35	49	70	49	46	33						
36	49	71	50	47	34						
37	50	71	52	48	35						
38	51	72	53	49	35						
39	51	73	54	49	36						
40	52	74	55	50	36						
41	53	75	56	51	37						
42	54	76	58	52	38						
43	54	77	59	52	38						
44	55	78	60	53	39						
45	56	79	62	54	39						
46	56	80	63	54	40						
47	57	81	64	55	40						
48	58	82	65	56	40						
49	58	83	67	56	41						
50	59	84	68	57	41						
51	60	85	69	58	41						
52	60	86	71	58	42						
53	61	87	72	59	42						
54	61	88	73	60	43						
55	62	89	74	61	43						
56	63	91	76	62	44						
57	63	92	78	62	44						
58	64	93	79	63	45						
59	65	94	80	64	45						
60	65	96	81	64	46						
61	66	97	82	65	46						
62	66	98	83	66	47						
63	67	99	84	67	47						
64	67	100	86	68	48						
65	68	102	86	68	48						
66	68	103	87	69	49						
67	69	104	89	70	49						
68	69	105	90	71	50						
69	70	106	91	72	51						
70	70	107	92	72	52						
71	71	109	94	73	53						

改正後						改正前					
72	71	110	95	74	54						
73	71	111	96	75	54						
74	72	112	97	76	55						
75	72	113	99	77	56						
76	72	114	100	78	58						
77	72	115	101	79	58						
78	73	115	102	80	59						
79	73	116	104	81	60						
80	73	117	105	83	62						
81	73	117	106	84	62						
82	73	117	108	85	64						
83	73	117	109	86	65						
84	73	117	109	87	66						
85	74	117	111	88	67						
86	74	117	112	89	68						
87	74	117	114	91	69						
88	74	117	115	92	70						
89	74	117	117	93	71						
90	75	117	118	95	72						
91	75	117	119	96	74						
92	75	117	121	97	75						
93	75	117	123	99	76						
94	75	117	126	100							
95	75	117	131	101							
96	75	117	137	103							
97	76	117	144	105							
98	76	117	149	106							
99	76	117	149	107							
100	76	117	149	109							
101	76	117	149	110							
102	76	117	149								
103	77	117	149								
104	77	117	149								
105	77	117	149								
106	77	117									
107	77	117									
108	78	117									
109	78	117									
110	78	117									
111	78	117									
112	78	117									
113	78	117									
114	78										
115	79										
116	79										
117	79										
118	79										
119	79										
120	79										

改正後						改正前
121	80					
122	80					
123	80					
124	80					
125	80					
<p>附則別表第6 旧級がこれに対応する附則別表第4の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である旧県費負担教職員の号給の切替表（附則第28項関係）</p> <p>（1）旧級が県条例別表第2の学校栄養職給料表の4級である職員の号給の切替表</p>						
旧号給	新級					
	3級	4級				
1	24	9				
2	25	10				
3	26	11				
4	27	12				
5	28	13				
6	29	14				
7	30	15				
8	31	16				
9	32	17				
10	33	18				
11	34	19				
12	35	20				
13	36	21				
14	37	22				
15	38	23				
16	39	24				
17	41	25				
18	42	26				
19	43	27				
20	44	28				
21	45	29				
22	46	30				
23	47	31				
24	48	32				
25	49	32				
26	50	33				
27	51	34				
28	52	35				
29	53	36				
30	54	37				
31	55	38				
32	56	39				
33	58	39				
34	59	40				
35	60	41				
36	62	42				

改正後			改正前
37	63	43	
38	65	44	
39	66	45	
40	68	45	
41	70	46	
42	71	47	
43	72	47	
44	74	48	
45	76	48	
46	77	49	
47	79	49	
48	81	50	
49	83	51	
50	84	51	
51	87	52	
52	88	53	
53	90	53	
54	92	54	
55	94	55	
56	96	55	
57	97	56	
58	99	56	
59	101	57	
60	103	57	
61	104	58	
62	105	59	
63	107	59	
64	108	60	
65	109	60	
66	111	61	
67	113	62	
68	114	63	
69	115	63	
70	116	64	
71	118	64	
72	119	65	
73	120	66	
74	121	67	
75	123	67	
76	127	68	
77	131	69	
78	136	70	
79	141	71	
80	146	72	
81	149	72	
82	149	73	
83	149	74	
84	149	75	
85	149	76	



改正後			改正前
86	149	77	
87	149	79	
88	149	80	
89	149	81	
90	149	82	
91	149	83	
92	149	84	
93	149	86	
94	149	87	
95	149	88	
96	149	89	
97	149	90	
98	149	92	
99	149	93	
100	149	94	
101	149	96	
102	149	97	
103	149	98	
104	149	100	
105	149	101	
(2) 旧級が県条例別表第3の学校行政職給料表の1級である職員の号給の切替表			(中略)
旧号給	新級		
	1級	2級	
1	3	1	
2	4	1	
3	5	1	
4	6	1	
5	7	1	
6	8	1	
7	9	1	
8	10	1	
9	10	1	
10	11	1	
11	12	1	
12	13	1	
13	14	2	
14	15	3	
15	16	4	
16	16	4	
17	17	5	
18	18	6	
19	19	7	
20	20	8	
21	20	8	
22	22	10	
23	23	11	

改正後			改正前
24	24	12	
25	26	14	
26	27	15	
27	28	16	
28	28	16	
29	29	17	
30	30	18	
31	31	19	
32	32	20	
33	33	21	
34	34	22	
35	34	22	
36	35	23	
37	36	24	
38	37	25	
39	37	25	
40	38	26	
41	39	27	
42	39	27	
43	40	28	
44	41	29	
45	41	29	
46	42	30	
47	43	31	
48	43	31	
49	44	32	
50	44	32	
51	45	33	
52	46	34	
53	46	34	
54	47	35	
55	47	35	
56	48	36	
57	48	36	
58	48	36	
59	49	37	
60	49	37	
61	50	38	
62	51	38	
63	51	39	
64	52	39	
65	53	40	
66	54	40	
67	55	40	
68	56	41	
69	56	42	
70	57	42	
71	58	42	
72	58	43	

改正後				改正前			
73	59	43					
74	60	43					
75	61	44					
76	62	44					
77	62	44					
78	63	45					
79	64	45					
80	65	46					
81	66	46					
82	67	47					
83	67	47					
84	68	47					
85	69	48					
86	70	48					
87	72	48					
88	73	49					
89	74	49					
90	75	49					
91	76	50					
92	77	50					
93	77	50					
(略)				(略)			
別表第4 (第3条関係)				別表第4 (第3条関係)			
備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。				備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）			
(略)				(略)			
別表第5の2 (第3条関係)							
義務教育諸学校教育職給料表							
職員 の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	
再任用 職員 以外の 職員	1	150,500	166,000	242,900	281,200	396,800	
	2	151,900	168,100	245,300	283,700	398,300	
	3	153,400	170,100	247,800	286,600	399,700	
	4	154,900	172,300	250,100	289,100	401,200	
	5	156,500	174,200	252,700	291,600	402,600	
	6	158,400	176,400	255,100	293,900	403,900	
	7	160,100	178,500	257,200	296,300	405,400	
	8	161,900	180,700	259,400	298,600	407,000	
	9	163,700	182,900	261,500	301,000	408,300	
	10	165,700	185,700	263,700	303,700	409,700	
	11	167,700	188,300	265,800	306,300	411,100	

改正後							改正前							
12	169,600	190,900	267,900	309,200	412,300									
13	171,600	193,800	270,100	311,700	413,600									
14	173,700	195,400	272,100	313,700	415,000									
15	175,900	197,000	274,100	315,700	416,300									
16	178,000	198,700	276,000	318,000	417,700									
17	180,300	200,400	277,900	320,200	418,900									
18	182,800	202,100	280,300	322,400	420,200									
19	185,300	203,700	282,600	324,600	421,300									
20	187,700	205,300	285,000	326,800	422,600									
21	190,200	207,100	287,200	328,900	423,700									
22	191,800	208,900	289,600	331,000	424,800									
23	193,500	210,800	292,000	333,100	426,100									
24	195,100	212,600	294,600	335,200	427,400									
25	196,600	214,300	296,900	337,200	428,700									
26	198,300	216,300	299,300	339,100	429,800									
27	199,900	218,200	301,700	341,000	430,800									
28	201,500	220,200	304,100	343,000	431,900									
29	203,000	222,000	306,400	345,000	433,200									
30	204,600	224,700	308,600	346,700	434,200									
31	206,300	227,300	310,600	348,400	435,400									
32	208,000	230,000	312,800	350,200	436,500									
33	209,500	232,500	315,000	351,900	437,700									
34	211,300	235,200	317,100	353,600	438,500									
35	213,000	237,800	319,200	355,200	439,400									
36	214,800	240,400	321,200	357,000	440,100									
37	216,400	242,900	323,300	358,800	440,900									
38	218,100	245,300	325,400	360,300	441,700									
39	219,900	247,800	327,500	361,900	442,500									
40	221,600	250,100	329,700	363,400	443,200									
41	223,300	252,700	331,600	364,700	444,100									
42	225,000	255,100	333,700	366,100	444,900									
43	226,500	257,200	335,800	367,400	445,700									
44	228,100	259,400	337,900	368,900	446,500									

改正後							改正前
45	229,700	261,500	339,900	370,400	447,300		
46	231,000	263,700	341,700	371,900	448,100		
47	232,300	265,800	343,800	373,500	448,900		
48	233,600	267,900	345,700	375,000	449,700		
49	235,000	270,100	347,500	376,300	450,600		
50	236,500	272,100	349,400	377,800	451,400		
51	237,700	274,100	351,100	379,300	452,100		
52	239,100	276,000	353,000	380,600	452,900		
53	240,400	277,900	354,800	381,800	453,800		
54	241,600	280,300	356,500	383,100	454,600		
55	243,000	282,600	358,200	384,200	455,400		
56	244,100	285,000	359,700	385,200	456,100		
57	245,400	287,200	361,200	386,600	457,000		
58	246,500	289,600	362,700	387,800			
59	247,700	292,000	364,100	389,000			
60	248,800	294,600	365,500	390,200			
61	250,100	296,900	366,600	391,400			
62	251,500	299,300	367,900	392,400			
63	252,800	301,700	369,300	393,800			
64	254,000	304,100	370,600	395,000			
65	255,400	306,400	371,800	396,200			
66	256,800	308,600	373,100	397,300			
67	258,400	310,600	374,300	398,400			
68	260,100	312,800	375,600	399,500			
69	261,500	315,000	376,800	400,500			
70	262,900	317,100	377,900	401,500			
71	264,300	319,200	379,200	402,500			
72	265,700	321,200	380,400	403,400			
73	266,800	323,300	381,700	404,400			
74	268,200	325,400	382,700	405,100			
75	269,600	327,500	383,800	405,800			
76	270,800	329,700	384,800	406,500			

改正後						改正前					
77	272,200	331,500	385,600	407,100							
78	273,400	333,300	386,600	407,800							
79	274,500	335,200	387,700	408,500							
80	275,700	336,900	388,800	409,200							
81	276,900	338,700	389,400	410,000							
82	278,100	340,500	390,300	410,700							
83	279,200	342,100	391,200	411,400							
84	280,400	343,900	392,100	412,000							
85	281,600	345,200	392,900	412,600							
86	282,700	346,800	393,800	413,100							
87	283,800	348,300	394,500	413,700							
88	285,000	349,700	395,300	414,400							
89	286,200	351,100	395,900	415,100							
90	287,300	352,400	396,600	415,700							
91	288,400	353,800	397,300	416,300							
92	289,600	355,100	398,000	416,800							
93	290,400	356,600	398,500	417,200							
94	291,400	357,900	399,300	417,800							
95	292,400	359,100	400,000	418,400							
96	293,600	360,300	400,800	419,000							
97	294,600	361,300	401,500	419,400							
98	295,700	362,300	402,300	420,000							
99	296,600	363,200	403,000	420,500							
100	297,700	364,200	403,800	421,100							
101	298,600	365,100	404,400	421,500							
102	299,700	366,100	405,100	422,100							
103	300,800	367,100	405,800	422,700							
104	301,700	368,000	406,500	423,300							
105	302,300	368,800	407,200	423,700							
106	303,200	369,700	407,900	424,300							
107	304,000	370,600	408,600	424,800							
108	304,800	371,600	409,400	425,400							
109	305,600	372,300	410,000	425,800							

改正後						改正前					
110	306,000	373,300	410,500	426,400							
111	306,400	374,300	411,000	427,000							
112	306,900	375,300	411,600	427,600							
113	307,500	375,900	412,000	428,000							
114	307,900	376,700	412,500	428,600							
115	308,400	377,600	413,000	429,200							
116	308,900	378,500	413,500	429,700							
117	309,500	379,300	414,100	430,100							
118	309,900	380,000	414,600	430,700							
119	310,300	380,700	415,100	431,300							
120	310,800	381,500	415,600	431,900							
121	311,300	382,100	416,100	432,300							
122	311,700	382,900	416,600								
123	312,200	383,600	417,100								
124	312,700	384,300	417,600								
125	313,300	384,900	418,200								
126	313,600	385,500	418,700								
127	313,900	386,000	419,200								
128	314,200	386,600	419,700								
129	314,300	387,300	420,300								
130	314,600	387,900	420,700								
131	314,900	388,400	421,200								
132	315,200	388,900	421,700								
133	315,400	389,200	422,300								
134	315,600	389,700	422,800								
135	315,800	390,300	423,300								
136	316,100	390,900	423,800								
137	316,400	391,400	424,400								
138	316,600	392,000									
139	316,900	392,600									
140	317,200	393,200									
141	317,400	393,600									
142	317,600	394,100									

改正後				改正前			
143	317,900	394,600					
144	318,100	395,200					
145	318,400	395,600					
146	318,600	396,200					
147	318,800	396,700					
148	319,100	397,300					
149	319,300	397,700					
150	319,500	398,200					
151	319,800	398,600					
152	320,100	399,100					
153	320,300	399,700					
154	320,600	400,200					
155	320,900	400,700					
156	321,200	401,200					
157	321,300	401,800					
158	321,600	402,300					
159	321,900	402,700					
160	322,200	403,200					
161	322,300	403,800					
162	322,600	404,300					
163	322,900	404,800					
164	323,100	405,300					
165	323,200	405,900					
166		406,400					
167		406,900					
168		407,300					
169		407,900					
170		408,400					
171		408,900					
172		409,400					
173		410,000					
174		410,500					
175		411,000					



改正後							改正前								
	176		411,500												
	177		412,000												
	178		412,500												
	179		413,000												
	180		413,500												
	181		414,100												
	182		414,600												
	183		415,100												
	184		415,600												
	185		416,100												
再任用職員		227,900	264,200	289,100	316,300	395,300									

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円を加算した額とする。

(中略)

別表第7（第3条関係）

等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務	
行政職給料表(1)	1級	定型的業務を行う職務	
	2級	高度の知識又は経験が必要とする職務	
	3級	主任の職務	
	4級	1	係長又は担当係長の職務
		2	係に相当する事業所の長の職務
	5級	課長補佐の職務	
	6級	1	課長又は担当課長の職務
		2	課に相当する室の長の職務
		3	課に相当する事業所の長の職務
	7級	1	副区長の職務
		2	部長又は担当部長の職務
		3	部に相当する室の長の職務
4		部に相当する事業所の長の職務	
8級	1	局長、本部長又は担当理事の職務	
	2	区長の職務	
	3	会計管理者の職務	
	4	委員会等の事務局の長の職務	

別表第7（第3条関係）

等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務	
行政職給料表(1)	1級	定型的業務を行う職務	
	2級	高度の知識又は経験が必要とする職務	
	3級	主任の職務	
	4級	1	係長又は担当係長の職務
		2	係に相当する事業所の長の職務
	5級	課長補佐の職務	
	6級	1	課長又は担当課長の職務
		2	課に相当する室の長の職務
		3	課に相当する事業所の長の職務
	7級	1	副区長の職務
		2	部長又は担当部長の職務
		3	部に相当する室の長の職務
4		部に相当する事業所の長の職務	
8級	1	局長、本部長又は担当理事の職務	
	2	区長の職務	
	3	会計管理者の職務	
	4	委員会等の事務局の長の職務	

改正後				改正前			
行政職給料表(2)	1級	技能的職務に従事する職（以下「技能職」という。）又は単純労務に従事する職（以下「業務職」という。）の職務		行政職給料表(2)	1級	技能的職務に従事する職（以下「技能職」という。）又は単純労務に従事する職（以下「業務職」という。）の職務	
	2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職又は業務職の職務			2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職又は業務職の職務	
	3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職又は業務職の職務			3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職又は業務職の職務	
	4級	職長の職務			4級	職長の職務	
医療職給料表(1)	1級	医師又は歯科医師の職務		医療職給料表(1)	1級	医師又は歯科医師の職務	
	2級	係長又は担当係長の職務			2級	係長又は担当係長の職務	
	3級	1 課長又は担当課長の職務			3級	1 課長又は担当課長の職務	
		2 課に相当する事業所の長の職務				2 課に相当する事業所の長の職務	
	4級	1 部長又は担当部長の職務			4級	1 部長又は担当部長の職務	
2 部に相当する事業所の長の職務		2 部に相当する事業所の長の職務					
3 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の課長若しくは担当課長又は課に相当する事業所の長の職務		3 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の課長若しくは担当課長又は課に相当する事業所の長の職務					
5級	1 局長、本部長又は担当理事の職務		5級	1 局長、本部長又は担当理事の職務			
	2 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の部長若しくは担当部長又は部に相当する事業所の長の職務			2 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の部長若しくは担当部長又は部に相当する事業所の長の職務			
医療職給料表(2)	1級	医療技術職員の職務		医療職給料表(2)	1級	医療技術職員の職務	
	2級	高度の技術又は経験を有する医療技術職員の職務			2級	高度の技術又は経験を有する医療技術職員の職務	
	3級	主任の職務			3級	主任の職務	
	4級	1 係長又は担当係長の職務			4級	1 係長又は担当係長の職務	
		2 係に相当する事業所の長の職務				2 係に相当する事業所の長の職務	
	5級	課長補佐の職務			5級	課長補佐の職務	
	6級	1 課長又は担当課長の職務			6級	1 課長又は担当課長の職務	
2 課に相当する事業所の長の職務		2 課に相当する事業所の長の職務					
7級	1 部長又は担当部長の職務		7級	1 部長又は担当部長の職務			
	2 部に相当する事業所の長の職務			2 部に相当する事業所の長の職務			
大学教育職給料表	1級	1 助教の職務		大学教育職給料表	1級	1 助教の職務	
		2 助手の職務				2 助手の職務	
	2級	講師の職務			2級	講師の職務	
	3級	准教授の職務			3級	准教授の職務	
4級	学長又は教授の職務		4級	学長又は教授の職務			
高等学校教育職給料表	1級	講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務		高等学校教育職給料表	1級	講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務	
	2級	1 教諭又は養護教諭の職務			2級	1 教諭又は養護教諭の職務	
		2 高度の知識、経験又は技能を有し、実習指導にあたる実習助手の職務				2 高度の知識、経験又は技能を有し、実習指導にあたる実習助手の職務	
	3級	総括教諭又は主幹教諭の職務			3級	総括教諭又は主幹教諭の職務	
	4級	副校長又は教頭の職務			4級	副校長又は教頭の職務	
5級	校長の職務		5級	校長の職務			
義務教育諸学校教育職給料	1級	講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務		消防職給料表	1級	消防士の職務	
	2級	1 教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務			2級	1 消防士長の職務	
		2 高度の知識、経験又は技能を有し、実習指導にあたる実習助手の職務				2 高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務	
3級	総括教諭又は主幹教諭の職務		3級	主任の職務			

改正後			改正前		
表 消 防 職 給料表	4 級	副校長又は教頭の職務	4 級	係長、担当係長又は出張所長の職務	
	5 級	校長の職務	5 級	課長補佐の職務	
	1 級	消防士の職務	6 級	課長、担当課長又は副署長の職務	
	2 級	1 消防士長の職務	7 級	部長、担当部長又は署長の職務	
		2 高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務	8 級	局長又は担当理事の職務	
	3 級	主任の職務		備考 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第180条の5第1項の規定により置かれる委員会（教育委員会を除く。）及び委員の事務局をいう。	
	4 級	係長、担当係長又は出張所長の職務			
	5 級	課長補佐の職務			
	6 級	課長、担当課長又は副署長の職務			
	7 級	部長、担当部長又は署長の職務			
8 級	局長又は担当理事の職務				
備考 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第180条の5第1項の規定により置かれる委員会（教育委員会を除く。）及び委員の事務局をいう。					